

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和5年3月23日(木)
会議場所	彦根市役所本庁舎5-1会議室、5-2会議室
出席委員等 5人中 4人出席	教育長 西嶋 良年 教育長職務代理者 本田 啓子 委員 小松 照明 委員 田附 孝子
出席職員 (説明員)	教育部長 広瀬 清隆 子ども未来部長 多湖 敏晴 教育部次長(教育総務課長) 久保田雄介 副参事(図書館長) 小島 久喜 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 学校教育課長 谷村 忠司 学校教育課主幹 井上 崇子 学校ICT推進課長 大西 康夫 学校支援・人権・いじめ対策課長 東野 了賢 生涯学習課長 小椋 朋子 生涯学習課主幹 林 宏 博物館管理課長 堀部 圭一 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 図書館主幹 鈴木 康浩 広野教育集会所長 北沢 則子 幼児課長 前川 昌敏
会議次第	<p>1 開 会 午後1時30分</p> <p>2 議 題 内 容 別添のとおり</p> <p>議案第8号 令和5年度彦根市教育行政方針について (各課)</p> <p>議案第9号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)</p> <p>議案第10号 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について (教育総務課)</p> <p>議案第11号 彦根市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則の制定について (教育総務課)</p> <p>議案第12号 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について (学校支援・人権・いじめ対策課)</p> <p>議案第13号 彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部改正について (生涯学習課)</p> <p>議案第14号 令和4・5年度彦根市社会教育委員および公民館運営審議会委員の変更について (生涯学習課)</p> <p>議案第15号 彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について (生涯学習課)</p> <p>議案第16号 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について (学校給食センター)</p> <p>議案第17号 彦根市図書館整備基本計画の改訂について (図書館)</p> <p>議案第18号 旧ひこね燦ぱれす施設適正管理計画の策定について (図書館)</p> <p>議案第19号 彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の改正について (学校ICT推進課)</p> <p>3 その他 内 容 別添のとおり</p> <p>4 閉 会 午後3時54分</p>

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

なお、永瀆委員は都合により、本日欠席となっております。

本日提案している議題は、12件です。

本日の会議に諮る予定の「議案第8号 令和5年度彦根市教育行政方針について」、「議案第9号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、「議案第10号 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、「議案第11号 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」、「議案第17号 彦根市図書館整備基本計画の改訂について」、「議案第18号 旧ひこね燦ばれす施設適正管理計画の策定について」および「議案第19号 彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の改正について」は、現在、市長部局において意思決定中の案件等であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にすることを提案します。

議案第8号から議案第11号、議案第17号から議案第19号の審議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 全員異議なしですので、非公開とすることとします。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、3件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第12号から議案第16号までの審議をいただき、「次第5 各所属の取組事項について」の質疑を行い、「次第6 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

その後、非公開の議案に関する審議を行います。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、まず私から教育長報告をさせていただきます。

2月22日水曜日、「これからの公民館のあり方について」彦根市社会教育委員の会から提言を受けました。提言をしっかりと受けとめ、公民館の活性化に努めて参りたいと考えております。午後から第2回滋賀県都市教育長・教育部長合同会議が草津市で開催されましたので、私と部長が参加をさせていただきました。

2月24日金曜日、3月定例校長会議をWEB会議として開催し、参加をしました。午後、平和堂・滋賀レイクスターズ様からバスケットボールの寄贈を受けましたので、寄贈式を行いました。

2月27日月曜日、2月市議会が開会となりました。

2月28日火曜日、教育委員協議会を開催させていただきました。

3月6日月曜日から3月8日水曜日までの3日間、市議会の個人質問がありましたので出席をし、答弁させていただきました。

3月10日金曜日、株式会社中島商事様から、毎年、熱中症予防の一環として学校・園に飲料水をご提供いただいております。このことに関して感謝状の贈呈を行いました。

3月14日火曜日、予算常任委員会が行われましたので出席をしました。

3月15日水曜日、令和4年度文部科学省優秀教員表彰を本市の彦根中学校の田中養護教諭が受けられましたので、市教委にて伝達をさせていただきました。

3月17日金曜日、福祉病院教育常任委員会が開かれましたが、教育委員会に関する付託案件、請願、一般質問無く事務局の出席はありませんでした。

3月20日月曜日、補正予算に係る予算常任委員会が開催されましたので、出席をいたしました。令和4年度末の教職員人事異動一般内示がありました。

3月23日木曜日、午前中に教職員の管理職の人事異動内示がありました。午後から教育委員会会議となっております。

私からは以上です。

何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「令和5年2月市議会定例会について」報告をお願いします。

教育部次長から報告がありました。

本田職務代理 伊藤議員の質疑で「校内フリースクール」という言葉を使用されていますが一般

的なのでしょうか。どういう基準で使用されている言葉なのか教えていただきたいと思いません。

学校支援・人権・いじめ対策課長 「校内フルースクール」という名称については、他の自治体、他の都道府県等で一部利用しているケースがあると聞いております。しかしながら、文部科学省等が示している名称については、スペシャルサポートルーム、SSRという名称があり、これが「校内フルースクール」に当たる言葉として、令和5年度に向けて出てきた言葉でございます。従いまして、今回の「校内フルースクール」という言葉については、一部使われているところがありますが、それが一般化されているわけではないと承知しております。

教育長 次に「令和4年度小中学校卒業児童生徒数について」報告をお願いします。

学校教育課長から報告がありました。

教育長 次に「これからの公民館のあり方について」報告をお願いします。

生涯学習課長から報告がありました。

小松委員 2点、提言の中で確認をさせていただきたい。1点目は、公民館は「教育の場」としての観点もあると言われた。特に小中学生の「教育の場」というには、私の個人的感想ですが、そのような場にはなっておらず、まだまだ年配の方々が集まる場所、それも大事なことなのですが、「教育の場」として子ども達が集まる場所として、まだ足りないという認識です。具体的にはどういう項目で説明をされているのか。どういった部分で「教育の場」ということを出そうとされているのかを教えていただきたい。

もう1点は、私は公民館の機能を発揮するのであれば人材が不可欠であると思います。先ほど市長部局との調整も必要だとの話がありましたが、今、公民館に専任で人を投資して「教育の場」にするとか、ICTを活用しようとして、人材の投資が本当にできているのかどうか。今の人材の状況で、この提言が実現できるのか非常に気になる。

生涯学習課長 1点目の「教育の場」ですが、その中でも特に小中学校、子どもたちの「教育の場」としての公民館の位置付けとしましては、市民アンケート等でも若い方の利用が少ないという状況が見えており、この辺りについて今後さらに力を入れていかなければならないという認識を社会教育委員の会議の中でも出されております。資料としましては、最後に掲げています「むすぶ」の「イ」で学校教育・家庭教育との連携が記載されています。今後さら

に力を入れていって欲しい取組が書かれており、各館で工夫されて、少しずつ実施されています。例えば、秋に開催された文化祭では、多くの館で小・中学校、園も含めて作品の展示をされており、そこに親子で来られたりというような場面もありましたし、子ども向けの講習会や講座を開催されているような館もあり、そういった取組があるとは思ってはいますが、もう少し充実をさせていくべきだという話は出てきております。作品展示の点では、「(ウ)」に書いていますが、学校・園と連携した子どもたちの作品の常設展示や発表会等が日常的に行える機会の提供と書いています。文化祭は年に1回だけですので限られた時期だけとなります。常設等の取組を行い、いつでも子どもたちが公民館を身近に感じられるような工夫等、一歩踏み込んだ取組ができればいいのではないかと社会教育委員の会議では出ておりました。また、「(ア)」に記載していますが、コミュニティスクールが学校の方で進んでいますので、そういったところと公民館との連携ができないだろうかというようなことも出ており、今後さらに充実していくことを望むと提言をまとめられております。

2点目の人材の関係ですが、人事の配置ということになりますので、そのあたりは教育委員会としては、市長部局との連携を十分にしたいというのは社会教育委員から強く言われました。また、一つの方法としては、指定管理館を増やすということが人材の投資という部分で有効かと考えております。直営の公民館ですと市の人事異動と連動してきますので、なかなか1人の人を長くその館に配置するという事が難しい面がございます。その点では、指定管理館ですと、人材の投資も弾力的にできますし、一定、指定管理期間中に充実を図るということもできますので、そのような観点から指定管理館が有効ではないかと提言書に盛り込まれており、人材の面でも効果があるのではないかと考えております。

小松委員 2点目を達成するために、何が不足しているのか、そのところは本当に認識して、やる気を出さないと駄目だと思います。社会教育委員の方は人事の権限もないし、お金も使えないし、市長部局にお願いするだけなんですよね。だから生涯学習課が本当に、そういうことが必要だというのであれば、やはり市長に直接にでも掛け合って話をしないと、今の問題は解決しないと思う。この提言をどこまで実行に移すかは、市長部局の認識というか、やはり「ヒト・モノ・カネ」をどうやって使うのかということ考えないと、提言のための提言ということで終わってしまう。いろいろ考えておられると思いますが、是非、その点を考えていただきたい。

田附委員 アンケートを見ていると高齢者は割と活用されていますが、なかなか子どもたちや若

者が公民館を利用することができていないと思いますし、やはりPRも大事かと思います。気楽に立ち寄れる、そういう公民館であって欲しいなと思います。今までコロナ禍で交流等ができていなかったのも、これからは高齢者から子どもまで交流する機会をどんどん作って、少しでもコミュニティーの拠点になるような働きかけを皆でして、もっと知っていただくというのが大事かと思います。

教育長 公民館についての提言の中で、認知度の向上ということも言われていまして、確かに利用者に偏りがある状況もございます。今後、地域の核として、公民館を活性化しながら多世代の交流につなげていけるような施策が必要であると考えておりますので、この提言をしっかりと受けとめまして、改善に努めていきたいと考えております。

4 議題

議案第 12 号 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について

学校支援・人権・いじめ対策課長から説明がありました。

小松委員 フリースクールは全国的な課題になっていると思いますが、補助対象者の考え方については、今回、緩和するという事について、彦根市以外の他市の考え方から見てもおかしくはないことでしょうか。他市や全国と比較して、彦根市は独特の考え方をしているのかどうかを知りたい。

学校支援・人権・いじめ対策課長 補助対象者についての考え方ですが、本市の制度の中で保護者の所得に制限を設けていること、これについては、県内の他市町で導入されました同補助制度では条件を設けておられません。このあたりが、他の市から見ると彦根市は厳しいという指摘も一部にあります。いわゆる高所得者の方にもフリースクールの利用料の補助を与えるべきでないかという考え方のご意見があります。

2 点目として、今回の改正点となりますが前年度の実績並びに利用状況、これについては本市が独特の記載をしてるわけではございません。本市以降に導入された他市を見てみますと、子どもの欠席状況が前年度どのぐらいであったか、あるいは利用実績が週に1回である等の記載は一切ございません。従いまして今回の改正は、他市並みになると考えております。なお、本市では、所得に応じて利用率、支給率を変えておりますが、これは県内他市町、

あるいは他府県で導入されましたところも同様なことをされております。

なお、最後にフリースクールを利用する保護者への補助の考え方につきましては、本市が導入以降も県内で広がっておりますし、各県にも広がってきておりますが、フリースクールへの直接的な補助は全国的に広がっているとは聞いておりません。

議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

議案第 13 号 彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部改正について

生涯学習課長から説明がありました。

議案第 13 号は原案のとおり承認されました。

議案第 14 号 令和 4・5 年度彦根市社会教育委員および公民館運営審議会委員の変更について

生涯学習課主幹から説明がありました。

小松委員 確認ですが、任期が令和 4 年 4 月 1 日ということは、もう去年から始まっているという事で、この新任の方については、任期は令和 5 年度から令和 6 年 3 月 31 日までという解釈でしょうか。ここに記載されている令和 4 年 4 月 1 日は、全体的な任期の話ですか。

生涯学習課主幹 令和 4 年度、令和 5 年度の委員につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 30 日までの任期で、そのうちの 2 名について交代のお願いとなります。

議案第 14 号は原案のとおり承認されました。

議案第 15 号 彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

生涯学習課主幹から説明がありました。

小松委員 この地域学校協働活動推進員は既におられたわけですね。その方が何をするかという規定は今まで無かったのでしょうか。全く無かったのか、また何かベースがあったのだが不十分であるので、新たに制定したいということでしょうか。この要綱の制定経緯を教えてください。

生涯学習課主幹 地域学校協働活動推進員という名称は、現在の文科省が使用している名称ですが、彦根市では地域コーディネーターという呼び方をしておりました。社会教育法の改正に伴って、正式に地域学校協働活動推進員という名称で委嘱をすることで、その役割が明確になるのではないかと考えております。

これまでいらっしゃった地域コーディネーターの役割等が変わるわけではありません。特に地域学校協働活動をする上において、関係団体との連絡調整や企画を行っていただくという主な役割が、委嘱することで、さらに明確になると認識しております。

小松委員 地域コーディネーターができた時には、コーディネーターの役割を明文化したものはなかったということですか。

生涯学習課主幹 文科省の要綱で地域コーディネーターの役割が記されたものがございます。

小松委員 彦根市では、従来は文科省が作ったものに基づいてコーディネーターの役割をお願いしていた。今回は新しく推進委員を作ることによって、彦根市独自のものを要綱として作った、そう解釈していいですか。

生涯学習課主幹 先ほど申し上げましたように、彦根市では学校支援地域本部事業というのをしており、その当時は地域コーディネーターという名称で、その役割は明確になっておりました。平成 29 年度に社会教育法が改正されまして、地域コーディネーターと地域学校協働活動推進員が混在していたので、地域学校協働活動推進員という名称に統一して、委嘱をする方が良いという社会教育法の改正がなされまして、全国的に地域学校協働活動推進員を委嘱するという動きが大きくなっていると認識しています。

教育長 確認ですが、社会教育法の改正は平成 28 年度ですか。

生涯学習課主幹 平成 29 年 3 月に改正されています。

教育長 発言の中で、平成 29 年度とありましたので、平成 28 年度に訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

議案第 15 号は原案のとおり承認されました。

議案第 16 号 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について

学校給食センター所長から説明がありました。

本田職務代理 職員の給食費を値上げするのであれば、小学校も中学校も同じ金額では駄目なのですか。小学校と中学校とでも違っている意味があるのですか。

学校給食センター所長 小学校と中学校の金額の差でございますが、実際に提供する給食の量や内容が違いまして、その給食を教職員が食べているという事ですので若干の差が出ているものです。

本田職務代理 給食センターに勤めている人、小学校に勤めている人、中学校に勤めている人等、

大人として括り同じ値段でも良いような気がします。食べる量が違うかもしれませんが、食材の高騰等が理由であるのならば、職員として一律にしても良いのではないのでしょうか。

学校給食センター所長 現実的に小学校の給食や中学校の給食で提供している、それ以上のものを提供してはありませので、基本的には小学生、中学生が食べている量を職員にも食べていただくというのが基本です。教職員にしましては、本来、給食を食べなくてはならないというのではなく、子どもたちの食事に付随して食べていただいているということで義務でもありません。今までの要綱ですと、小学校、中学校の保護者から徴収する金額に準用する形でやっております。ただし、今回、保護者の方は値上げをしませんので、このように金額の差が出てきているということでございます。

議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項について

小松委員 学校 ICT 推進課の校務支援システム、これは何と読んだらいいのかわかりませんので教えてください。あと、校務支援ソフトで年次移行作業というのは、どのような作業なのでしょう。

学校 ICT 推進課長 校務支援システムの名称で、C4th（シーフォース）という呼び名です。このシステムの内容ですが、今まで手作業でしていた出席管理や健康観察、成績表等をパソコンシステムで管理をしています。これは教員の業務時間短縮に繋がるものでございます。G I G A スクール構想が始まりまして、使用し始めて 2 年が経ちました。

年次移行作業とは、各教員個人がこの校務支援ソフトを使っており、来年度 4 月からの新しい業務が始まり、それぞれの教員が新しい業務、新学年、新学級を担当することになり、設定を新しくしなければなりません。各学校で行うその作業説明の研修を 3 月 3 日に各学校の情報主任対象に行いました。

6 その他

各委員 なし。

7 非公開審議

議案第 8 号 令和 5 年度彦根市教育行政方針について

教育部次長から説明がありました。

議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

小松委員 「文化」という名前がなくなる理由が、文化振興課が抜けると言われたのですが、文化振興課はどこへ行くのかを教えてほしい。また、人事部ができるのは教育委員会とは直接は関係がないと思うのですが、教育委員会の関係で変わってくることは何でしょうか。

教育総務課長 1 点目につきましては、市の機構改革の話ですが、文化振興課は現在、文化スポーツ部になりますが、次年度からは新しく設置されます観光文化戦略部という部に入ることとなります。

2 点目につきましては、資料の 126 ページに新旧対照表がありまして、右側が現在の事務決裁規程の条文になります。その中で第二条に定義がありまして、この規程において、次の各号に掲げる用語の定義というところに「教育部長ならびに文化スポーツ部長および子ども未来部長」といった文言が出て参ります。機構改革がありますと、必ずこのような文言を併せて改正する必要があるということでございます。

議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

議案第 10 号 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号 彦根市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則の制定について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

議案第 17 号 彦根市図書館整備基本計画の改訂について

図書館長から説明がありました。

小松委員 最後に言われた事ですが、これからの図書館の計画は彦根市教育委員会の管轄から抜けるということで解釈していいのでしょうか。市長マターで進めるという事を言っておられたのですか。

図書館長 あくまで図書館は教育委員会の組織の一部、教育機関ですが、この整備基本計画につきましては、多額の費用を要する点や、ここに至るまでの経緯で市長の意向もある事から、市全体で取り組むという意味で彦根市の計画としたいと考えております。

小松委員 ちょっとよくわからない。今まで、教育委員の立場で細かな説明を受けて、いろいろな時間をかけて意見も言わせていただいた。今後は、そういう場は設けない。あくまで市長マターとして行う、そういうやり方に変えますという事でしょうか。その辺は、はっきりした方が良いと思います。確かに、費用について教育委員が何を言えるのかという問題はあると思います。だから、そういう時間を取るのは無駄とは言いませんが、図書館長は大変だと思う。あくまで市長マターとしてやるのであれば、細かな提案等、教育委員が入るべき内容では無くなるのなら、はっきりした方が良いのではないかと個人的には思います。

図書館長 この計画自体は、彦根市全体の計画としての位置付けに持っていきたいということで説明をさせていただきましたが、前提といたしまして、教育委員会としての議決が当然、必要になってきます。教育委員さんのご意見等についても計画には必要になりますので、今後につきましても説明や議決の手続きはさせていただきたいと思います。

本田職務代理 教育行政方針の中に図書館の整備等の記載がありますよね。基本計画だけが彦根市となるのは、例えば、いじめ問題では、いじめ対策の基本方針は教育委員会ではなく、彦根市になっていますよね。それと同様で、大きい括りで彦根市にしているという意味ではないのでしょうか。お金がかかるという理由を持って、彦根市にするというのは、もう一つわからないのです。

図書館長 この計画につきましては、今後、複数館の整備となり多額の経費がかかります。和田市長就任以降、整備の延伸なり、燦ぱれすの図書館化を表明される等、この図書館整備自体がいわゆる市長マターの重点事項でありますことから、そういった意味も含め、彦根市の計画と位置づけまして事業を進めていく必要があるという考えの下、彦根市の計画としたいと考えているところです。

小松委員 単にお金がかかるから彦根市の事業だとか、市長が進めてきたから市長マターである

というのは、それは違うと思うのですよ。やはり、図書館というのは教育委員会の中にある組織で、方針的には教育委員会がやるというのが今までやってきた事なのです。それを変えるのであれば、はっきりと新しい図書館は市長マターなので教育委員会は口を出すなど、市長がやるという事を明確に言ってもらった方が、わかりやすいと思いますよ。今の感じは、市長マターと教育委員会の間に立って、ひどく苦勞されているような答弁をされているので気になったのですが、やはり原則は教育委員会の問題として扱うというのが、今までの流れであるとは思いますが、市長が、市長判断を優先するというのであれば、そのように決めたらいいとは思いますが。そこが、何か中途半端になっていることが分かりにくいと思います。

教育長 今、小松委員の方からありましたように、図書館の計画については教育委員会の所管事項と権限で、それを整備するのは市長の権限になるわけですが、その元になる計画自体を彦根市とする必要があるのかという疑問だと思うのですが、そのあたりは図書館長どうでしょうか。

図書館長 彦根市の計画として位置付けることによって、市全体として図書館整備を進めていくという裏付けとして、また、市全体として進めていくのだという意味合いも含めまして彦根市とさせていただきたいと考えています。

教育長 今の説明ですと、教育委員会として基本計画については、企画立案した。次の段階として、整備に向けて動いていくという事で、彦根市の計画に位置付けるという事でよろしいでしょうか。

図書館長 当然ながら図書館については教育委員会の所管ということは承知しているのですが、今後、複数館の整備について多額の費用をかけ、また市の関係機関とも連携して進めていく必要がございますので、彦根市の計画として位置付けて、事業を推し進めていくことを考えまして彦根市の計画としました。

本田職務代理 しっかりと納得できているわけではないのですが、例えば、整備計画の中での役割や方針、使い方等の内容については、図書館の目指す姿が結構、書かれている。ただ整備をするのにお金がかかるからと言って、彦根市の計画にするのは何か市長からお願いがあったのですか。

図書館長 この計画の位置付けについて、市長から指示があったものではありません。図書館の思いとして判断をした上で、ご提案をさせていただいております。

教育長 整理のために、暫時休憩とします。再開は10分後とします。

—休憩—

教育長 休憩以前に引き続き、会議を再開します。

図書館長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育財産の取得については市長の責務となっておりますが、市長は教育委員会の申出に基づいて取得を行うものとされております。この図書館の所管につきましては、教育委員会でありまして、こういった計画の立案や策定段階においては、当然、先ほど申しましたけれども、教育委員のご意見等をお聞きさせていただき、教育委員会の議決を得るところは、何ら変わるものではありません。このような関係性から、この計画につきましては、教育委員会、図書館といたしまして計画を立案いたしますけれども、教育委員会から市長への申出をしまして、財産の取得等を進めていくという部分もございまして、その上で彦根市の計画とさせていただきたいと考えております。

教育部長 整理をさせていただきますと、図書館を計画する事や、どこに建てるかという事を教育委員会が決める。ただ、どこに建てるかという事を決めた土地を買いに行くのは市長の権限という線引になります。どういう計画でどういう図書館を建てるか、それをどこの土地に建てるかまでは教育委員会の中で決めるという事になりますので、そこは変わるものではありません。これは計画策定機関をどこにするのかとは関係なく、法律で決まっているものです。ただ、実際に土地を買いに行くときに教育委員会で購入ができるかという、それはできないので、その線引きで計画策定機関をどちらにするのが適切かという事になって参ります。体育センター等、過去にも同様のケースがありましたが、そのような整理になりますので、ご理解願います。

本田職務代理 理解した上でお聞きしますが、平成 29 年度の計画では、教育委員会でしたか。彦根市でしたか。

図書館長 教育委員会としておりました。

本田職務代理 彦根市の記載が良い、悪いの問題ではないと思います。彦根市と記載があっても何ら不自然ではないと思います。しっかりと両者の役割について理解していたら良いと思います。先ほど言いました、いじめ防止の基本方針はいろいろな課が関わりながら作成していたのですよね。その中身が重大なことから、命に係わる事から彦根市として作成された経緯もあるので、それと同じように考えたら良いのではないかと思います。

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、教育委員会権限としての規定があり

ますので、図書館の設置、管理及び廃止についてはこれまでと何ら変わることは無いということを確認をさせていただきます。

議案第 17 号は原案のとおり承認されました。

議案第 18 号 旧ひこね燦ぱれす施設適正管理計画の策定について

図書館長から説明がありました。

議案第 18 号は原案のとおり承認されました。

議案第 19 号 彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の改正について

学校 ICT 推進課長から説明がありました。

議案第 19 号は原案のとおり承認されました。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

4 月の会議は、4 月 27 日木曜日、午後 1 時 30 分から本庁舎 5 階 5-1、5-2 会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。